

府科事第108号
令和5年2月1日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可について（答申）

令和5年1月11日付け原規規発第2301116号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の7第3項において準用する同法第43条の5第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の5第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵するという事業の目的に変更はないこと
- ・申請者が東京電力及び日本原電と締結している使用済燃料貯蔵契約に基づき、使用済燃料を東京電力又は日本原電に返還するとしていること

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて、我が国では当該使用済燃料貯蔵施設も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

原規規発第 2301116 号
令和 5 年 1 月 11 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける
使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可に関する意見の聴取について

上記の件について、令和 4 年 1 月 20 日付け R F S 発官 3 第 20 号 (令和 4 年 9 月 20 日付け R F S 発官 4 第 5 号、令和 4 年 10 月 28 日付け R F S 発官 4 第 11 号及び令和 4 年 12 月 2 日付け R F S 発官 4 第 13 号をもって一部補正)をもって、リサイクル燃料貯蔵株式会社 代表取締役社長 高橋 泰成から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号) 第 43 条の 7 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同条第 3 項において準用する同法第 43 条の 5 第 1 項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第 43 条の 7 第 3 項において準用する同法第 43 条の 5 第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり同条第 1 項第 1 号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和4年1月20日付けRFS発官3第20号（令和4年9月20日付けRFS発官4第5号、令和4年10月28日付けRFS発官4第11号及び令和4年12月2日付けRFS発官4第13号をもって一部補正）をもって、リサイクル燃料貯蔵株式会社 代表取締役社長 高橋 泰成から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の7第1項の規定に基づき提出されたリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に対する同条第3項において準用する法第43条の5第1項第1号に規定する基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、引き続き従来どおり、以下のことから、使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

- ・申請者は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵するという事業の目的に変更はないとしていること。
- ・申請者は、東京電力及び日本原電と締結している使用済燃料貯蔵契約に基づき、使用済燃料を東京電力又は日本原電に返還することに変更はないとしていること。